船橋市生涯学習サポート事業実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、市民の自主的な学習活動、学校の授業又は市主催の各種講座等を実施するに際し、ともに学び教えあう精神のもと、知識、技能および技術を有する者の能力・特技を活用することにより、「ふなばし一番星プラン」の趣旨を踏まえ、市民の生きがいづくりを援助することを目的とし、生涯学習の推進と生涯学習社会の実現をめざす。

（名称）

第2条　本事業の名称は、船橋市生涯学習サポート事業（以下「サポート事業」という。）とする。

（登録要件）

第3条　サポート事業には、この事業の目的に賛同し、日常生活及び教養・趣味・スポーツその他の分野について知識、技能及び技術を有する原則市内に在住、在勤又は在学する者で、無償で派遣できる人材を登録する。ただし、サポート事業推進に関し支障をきたす恐れのある者は登録できない。

（登録申請）

第4条　登録を希望する者は、生涯学習サポート事業登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、生涯学習推進本部長に提出する。

2　生涯学習推進本部は、サポート事業登録者名簿を整備する。

（登録事項の変更）

第5条　登録者は、登録申請内容に変更が生じた場合は、速やかに生涯学習推進本部長に連絡する。

（登録期間及び更新）

第6条　登録期間は、2年間とする。

2　登録期間終了後、引き続き登録を希望する者は、生涯学習サポート事業登録更新申請書（様式第2号）を生涯学習推進本部長に提出する。

（登録取り消し）

第7条　登録者が次の各号の一に該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

（1）登録者が、サポート事業の目的又は登録要件に反する行為をしたとき。

（2）虚偽の申請内容により登録したとき。

（3）その他、サポート事業の推進上支障があると認めたとき。

（登録分類）
第8条　登録内容は、別表の登録分類表による。

（利用者）
第9条　サポート事業を利用できる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者とする。

（利用方法）
第10条　サポート事業を利用しようとする者は、あらかじめ活動場所を用意し、原則として利用希望日の1ヶ月前までに生涯学習サポート事業利用申込書（様式第3号）を生涯学習推進本部長に提出する。
2　生涯学習推進本部長は、前項の申込みがあったときは、登録者と協議し、その結果を生涯学習サポート事業利用可否決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（利用制限）
第11条　サポート事業は、特定の政治、宗教等を支持し宣伝し、若しくは反対、又は営利を目的として利用することはできない。

（利用報告）
第12条　利用者は、事業終了後20日以内に、生涯学習サポート事業利用報告書（様式第5号）を、生涯学習推進本部長に提出する。

（利用料）
第13条　サポート事業の利用料は無料とする。ただし、教材費、登録者の交通費、その他の必要経費については、利用者の負担とする。

（庶務）
第14条　サポート事業に関する庶務は、生涯学習担当課において処理する。

附　則
この要綱は、平成13年3月1日より施行する。
附　則
この要綱は、平成25年7月19日より施行する。
附　則
この要綱は、令和4年6月1日より施行する。

様式第１号

年　　月　　日

船橋市生涯学習推進本部
本部長　　あて

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生涯学習サポート事業登録申請書

下記のとおり生涯学習サポート事業に登録したいので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第４条の規定により申請します。

記

<table>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">住　　所</td><td colspan="3" rowspan="3">〒</td><td rowspan="2">電話</td><td colspan="2">（自宅）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（携帯）</td></tr>
<tr><td>FAX</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>サポート内容
（指導内容）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">分類コード</td><td colspan="6">＊</td></tr>
<tr><td rowspan="6">活動内容</td><td>曜　日</td><td colspan="3">月　火　水　木　金　土　日</td><td colspan="3" rowspan="2">（備考）</td></tr>
<tr><td>時　間</td><td colspan="3">時　　分　～　　時　　分</td></tr>
<tr><td>指　導
対象者</td><td colspan="3">①乳幼児　②子ども　③青少年
④一般　　⑤高齢者
⑥その他（　　）</td><td colspan="3">（性別）
区別無し
男性のみ　女性のみ</td></tr>
<tr><td>対象人数</td><td colspan="3">～　　人</td><td colspan="3">（備考）</td></tr>
<tr><td>対象
レベル</td><td colspan="6">①初級　②中級　③上級　④その他（　　）</td></tr>
<tr><td>教材等</td><td colspan="6">①なし　②あり（概略　　円）
③その他（　　）</td></tr>
</table>

未成年者は、保護者の同意が必要です。

＊印は、生涯学習推進本部で記入します。　　（裏面へ）

<table>
<tr><td>所有資格</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">活動経験等</td><td colspan="3">1.</td></tr>
<tr><td colspan="3">2.</td></tr>
<tr><td colspan="3">3.</td></tr>
<tr><td rowspan="2">問合先</td><td>名　称</td><td></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公開の有無</td><td>サポート事業登録名簿による情報の公開を承認する</td><td colspan="2">①　する
②　しない</td></tr>
<tr><td colspan="5">（備考）</td></tr>
</table>

上記の申請について、同意します。　（保護者）

様式第２号

年　　月　　日

船橋市生涯学習推進本部
本部長　　あて

住所
登録更新申請者
電話番号（自宅）
（携帯）
氏名

生涯学習サポート事業登録更新申請書

下記のとおり生涯学習サポート事業登録を更新したいので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第６条の規定により申請します。

記

登録更新期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

様式第３号

年　　月　　日

船橋市生涯学習推進本部
本部長　　あて

申請者
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生涯学習サポート事業利用申込書

下記のとおり生涯学習サポート事業を利用したいので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第１０条第１項の規定により申込みます。

記

日　　時 （備　　考）	年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分
場　　所	
サポート内容	
団　体　名	
参加予定人数	人
参　加　対象者	
利　用　目　的	
備　　考	（希望の講師等）

様式第４号

船教社第　　号
年　　月　　日

様

船橋市生涯学習推進本部
本部長

生涯学習サポート事業利用可否決定通知書

年　　月　　日付けで、申込のあった生涯学習サポート事業について下記のとおり決定したので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第１０条第２項の規定により通知します。

記

１．　実施する

日　　時	年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分
場　　所	
サポート者名	
サポート内容	
教材費等	１．　なし ２．　あり（概略　　円） ３．　その他 （　　）
実施条件	・実施にあたっては、サポート者と十分な連絡を取ってください。 ・船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第１１条の規定に該当すると認められた場合は、サポート事業を実施できません。

２．　実施しない
（理由）

様式第５号

年　　月　　日

船橋市生涯学習推進本部
本部長　　あて

住所
利用者
氏名

生涯学習サポート事業利用報告書

下記のとおり生涯学習サポート事業を利用したので、船橋市生涯学習サポート事業実施要綱第１２条の規定により報告します。

記

日　　時	年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分
場　　所	
サポート内容	
団　体　名	
参加人数	人
意見・感想	